

## 令和7年10月からの育児・介護休業法改正対応について、早めの準備を！

### 柔軟な働き方を実現するための措置等

#### ①育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・3歳～小学校就学前の子を養育する労働者
- ・(1)～(5)から選択し2つ以上選択(選択措置義務)  
※過半数労働者の代表からの意見聴取必要
- ・労働者は事業主が選択した措置から1つを選択して利用可能

※育児介護休業規程等の変更が必要

- (1)始業時刻等の変更(1日の所定労働時間は変更しない)
- (2)テレワーク等(10日以上/月)
- (3)保育施設の設置運営等
- (4)養育両立支援休暇(10日以上/年)
- (5)短時間勤務制度

#### ②柔軟な働き方を実現するための措置の「個別周知・意向確認」

周知時期	1歳11ヶ月に達する日の翌々日～2歳11ヶ月に達する日の翌日までに
周知事項	①選択措置義務の内容 ②申出先 ③所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知意向確認方法	面談、書面交付、FAX、メール

### 仕事と育児の両立に関する「個別の意向聴取・配慮」

#### ①妊娠・出産等の「申出時」と「子が3歳になる前」の個別の意向聴取

意向聴取の時期	①妊娠・出産等を申し出たとき ②1歳11ヶ月に達する日の翌々日～2歳11ヶ月に達する日の翌日までに
聴取内容	①勤務時間帯(始業および終業時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取方法	面談、書面交付、FAX、メール

#### ②聴取した労働者の意向についての配慮

自社の状況に応じて配慮する必要があります

### <事務所より>

労働保険の年度更新や社会保険の算定などがあるこの時期が、1年で一番忙しい時期となります。顧問先のみなさまには、書類のご準備等、早めのご対応、ありがとうございました。  
今月の年金相談日は10,17,24日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)